

2025 年度 福山市未来創生人材育成奨学ローン

(市外大学等に新幹線又は高速バスで通学する者)

返済補助対象者募集のご案内

◆ 申請期間 ◆

3 月 18 日(火)～4 月 18 日(金)

【本事業に関する問合せ先】

福山市企画政策課 TEL : 084-928-1012 mail : kikaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

1 目的

本市では、人口減少対策として、若者の地元就職及び地元定着を促進するため、市内に居住しながら遠方の大学（詳細は後述）に通学する学生を対象として、一定の条件を満たした場合に、指定金融機関から交通費の 1/2 相当額として貸与を受けた奨学ローンの返済額を補助します。

○福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助事業とは

補助対象者の認定を受けると、在学中に指定金融機関から奨学ローンの貸与を受けることができます。卒業後に市内に居住し、市内の事業所又は市内に本店がある事業所の支店（個人事業主や起業、官公庁も含む。以下「市内の事業所等」という。）において就労すると、貸与を受けた奨学ローンの返済額（元利金）を本市が補助する制度です。

2 補助対象者認定の申請要件

次の各号のいずれにも該当する者とします。

(1) 大学等(注1)に在籍し、次に記載する通学定期券を購入して通っている者で、市内居住している者

交通機関	通学定期券の内容
新幹線	西日本旅客鉄道株式会社が発行する F R E X（フレックス）パル（J R 福山駅を出発し、J R 広島駅以西又は J R 姫路駅以东の新幹線駅を経由するものに限る。）
高速バス	バス会社が発行する高速バスの通学定期券（福山市内の停留所を出発し、広島市内の停留所に到着するものに限る。ただし、リードライナーについては、道の駅びんご府中を出発するものを認める。）

(2) 次のいずれかを満たす者

- 保護者が市内居住している者又はそれに準ずるもの
- 自ら生計を維持する者（独立生計者）

(3) 正規雇用等により就労していない者

(4) 大学等の卒業後 3 年以内に市内居住し、市内の事業所等において就労することを希望する者

(5) 通学定期券の購入に対して他の補助金の交付を受けていない者

(6) 次のいずれかの奨学金の貸与を受けていない者

- 福山市が実施する奨学金（ただし、福山市青少年修学応援奨学金を除く。）
- 看護師確保のために各病院が設けている給付型奨学金
- 企業等による、上記 2 点に類する奨学金
- 広島県が県内企業への就職を目的として実施する奨学金

(注 1) 大学、短期大学（専攻科を含む。）、大学院の修士課程、高等専門学校（第 4 学年及び第 5 学年（専攻科を含む。）に限る。）、専修学校（専門課程に限る。）、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校

3 募集人数及び融資金額の上限

(1) 募集人数

40 名程度

※ 審査あり。予算の範囲内において補助対象者の認定を行います。

(2) 融資金額の上限

購入する通学定期券の額の 2 分の 1 の額（10 千円未満は切り捨て）。年間 500 千円を上限。

新幹線を利用した乗継ぎの場合は、新幹線定期券の額に相当する額に限りです。

※ 降車駅及び通学方法ごとに上限額を設定。詳細は後述の「融資希望上限額一覧表（降車駅及び通学方法別）」を御確認ください。

4 補助対象者認定の申請手続

(1) 申請期間

2025 年（令和 7 年）3 月 18 日（火）～4 月 18 日（金）

(2) 提出書類（3 か月以内に発行されたもの）

- 福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象者認定申請書（様式第 1 号）
- 大学等に在籍していることを証する書類（在籍証明書など）
- その他市長が必要と認める書類

(3) 提出方法

電子申請システム

※ 本事業に係る手続は、全て電子申請システムで行います。

5 選考及び決定

申請書類等に基づいて審査を行い、未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象者の認定・不認定の決定をします。認定となった場合は「福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象者認定書（様式第 2 号。以下「認定書」という。）で、不認定となった場合は「福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象者審査結果通知書（不認定）（様式第 3 号）」で結果を通知します。

認定申請者又は保護者への結果の通知は 5 月中旬の予定です。

○補助対象者の認定取消となる場合について

次の各号のいずれかに該当するとき、補助対象者の認定を取り消す場合があります。

- (1) 虚偽の申請により補助認定を受けたとき
- (2) 認定書の送付から 2 月を経過しても、「6 補助対象者の認定後の手続き」に記載する確認書等を提出しなかったとき
- (3) 認定書の送付から 10 年又は補助対象者の認定を受けた者が大学等を卒業後 13 年を経過しても、補助金の交付申請を一度も行わないとき
- (4) その他制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき又は制度の信用を著しく侵害する行為があったとき
- (5) 補助対象者の認定を受けた者が大学等を転学又は退学をしたとき

※ 本市は、認定取消をした者について、再度補助対象者の認定は行いません。

6 補助対象者の認定後の手続き

補助対象者の認定を受けた方は、認定書を持参の上、市が指定する金融機関にて「福山市未来創生人材育成奨学ローン」の申込を行い、認定通知受理後2か月以内に次の書類を提出してください。

- 福山市未来創生人材育成奨学ローン契約締結確認書（様式第4号）
- ローン契約締結後、「契約書等」の写し

なお、認定書の送付から2か月経過しても上記の書類が提出されない場合、補助対象者の認定を取り消す場合があります。

- ※ 金融機関での申込は、補助対象者と保護者の両方で行う必要があります、
- ※ 金融機関での申込に際して、金融機関が定める審査があります。

7 補助対象者の認定内容の変更・辞退

(1) 認定内容を変更するとき

次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を「福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象認定者変更届（様式第5号）」により市長に提出し、承認を受けてください。

- 補助対象者の認定を受けた者又は保護者が住所、名前又は電話番号を変更したとき
- 奨学ローンの契約内容に変更が生じたとき
- その他認定申請書の記載事項等に変更が生じたとき

(2) 認定を辞退するとき

補助対象者認定を辞退するときは、速やかにその旨を「福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象者認定辞退届（様式第6号）」により市長に提出し、承認を受けてください。

8 補助金の交付申請要件

(1) 大学等に在籍している場合

奨学ローンの返済額のうち利子相当額の補助金交付申請を行うためには、次に掲げる事項を全て満たす必要があります。

- 補助対象者の認定を受けた者又はその保護者で奨学ローンを返済すること
- 本市が発信する地元就職の促進に関する情報をメール、SNS等で受け取ること
- 本市主催又は本市で実施される就職関連事業(注2)に1年に1回以上参加すること
- 前2号により得た情報を、自らのSNSを活用する等して友人等に拡散するよう努めること

(2) 大学等の卒業後3年以内であり、元金の返済を猶予されている場合

奨学ローンの返済額のうち利子相当額の補助金交付申請を行うためには、次に掲げる事項を満たす必要があります。

- 補助対象者の認定を受けた者又はその保護者で奨学ローンを返済すること

(3) 大学等を卒業後、市内に居住・就職する場合

奨学ローンの返済額（元金及び利子相当額）の補助金交付申請を行うためには、次に掲げる事項を全て満たす必要があります。

- 補助対象者の認定を受けた者又はその保護者で奨学ローンを返済すること
- 大学等を卒業後に、定住することを目的として市内居住していること
- 市内の事業所等に正規雇用等(注3)により就労していること

9 補助金交付申請について

(1) 申請期間

補助対象年度の3月末日まで

(2) 提出書類（※印がついている書類については、3か月以内に発行されたもの）

ア 交付申請者が大学等に在籍中であるとき

- 福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助金交付申請書（様式第8号）
- 指定金融機関が発行する奨学ローンの返済額を証する書類（「ご返済予定表（変動金利型）」の写し）
- 交付申請者又は保護者が奨学ローンを返済したことを証する書類（預金通帳等の写し）
- 補助金の振込先口座の通帳の写し
- 大学等に在籍していることを証する書類（在籍証明書など） ※
- 購入した定期券または領収書の写し
- その他市長が必要と認める書類

イ 交付申請者が大学等を卒業後であるとき

- 福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助金交付申請書（様式第8号）
- 指定金融機関が発行する奨学ローンの返済額を証する書類
- 交付申請者又は保護者が奨学ローンを返済したことを証する書類（預金通帳等の写し）
- 補助金の振込先口座の通帳の写し
- 大学等を卒業したことを証する書類又はこれに準ずるものの写し（卒業証書など。初回申請時のみ）
- 現住所を証する書類
- 在職証明書（様式第9号） ※
- その他市長が必要と認める書類

※ 書類不備や期限までに提出が無い場合は、申請を受け付けられません。また、補助金申請は毎年必要です。複数年一括での申請はできません。

(3) 交付決定

申請書類に基づいて審査を行い、補助金交付の適当・不適当の決定をします。適当と決定した場合は「福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助金交付決定通知書（様式第10号）、不適当と決定した場合は、福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助金不交付決定通知書（様式第11号）で結果を通知します。

(4) 補助金額

在学中及び据置期間（元金の支払を猶予）の場合

……利子相当額のみ（繰上返済をした場合は、当該年度に支払った利子に相当する額）

卒業後市内に居住・就職している場合

……利子及び元金相当額（繰上返済をした場合は、借入時において当該年度に支払うこととされた元金に相当する額と当該年度に支払った利子に相当する額の合計額）

(5) 補助金の交付日

毎年5月中（予定）

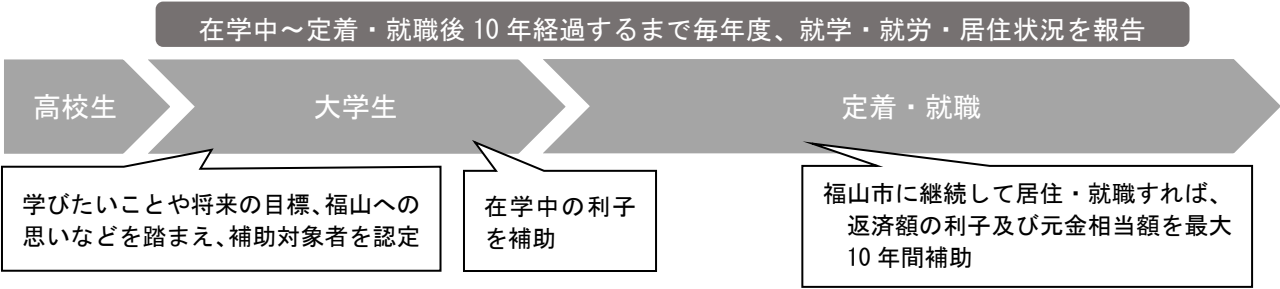
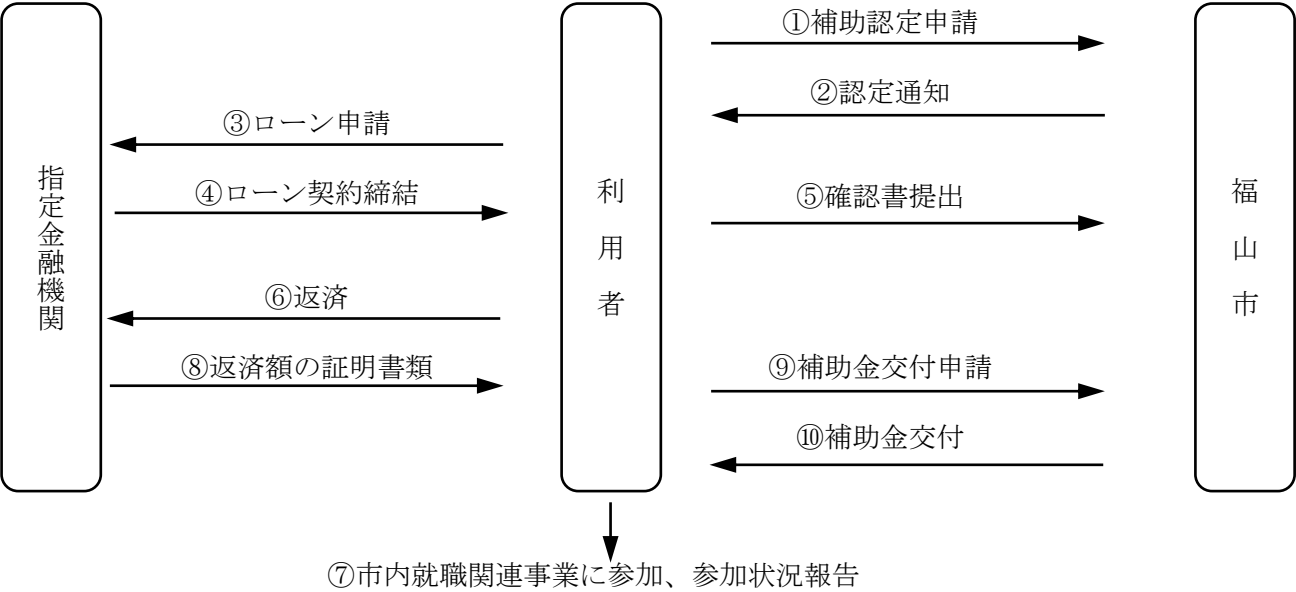
（注2）就職関連事業とは、市内企業が参加する企業説明会、就職ガイダンス、市内企業へのインターンシップなど
企業の就職選考は対象外です。

（注3）企業に直接雇用され、期間の定めのない労働契約であること又は企業に直接雇用され、就業規則で定める所定労働時間の上限（フルタイム）まで年間を通じて労働すること

参考 融資希望上限額一覧表（降車駅及び通学方法別）

通学方法	区間	3か月定期券額（円）	購入回数（回）	定期券購入額合計（円）	融資希望金額上限（円）
新幹線	福山-京都	376,200	4	1,504,800	500,000
	福山-新大阪	349,940	4	1,399,760	500,000
	福山-新神戸	330,460	4	1,321,840	500,000
	福山-西明石	264,990	4	1,059,960	500,000
	福山-姫路	243,260	4	973,040	480,000
	福山-広島	218,950	4	875,800	430,000
	福山-新岩国	242,570	4	970,280	480,000
	福山-徳山	276,820	4	1,107,280	500,000
	福山-新山口	351,420	4	1,405,680	500,000
	福山-厚狭	374,580	4	1,498,320	500,000
	福山-新下関	398,620	4	1,594,480	500,000
	福山駅-広島BS	155,610	4	622,440	310,000
高速バス	福山本郷BS-広島BS	137,660	4	550,640	270,000
	びんご府中-広島BS	143,640	4	574,560	280,000

福山市未来創生人材育成奨学ローン（市外大学等に新幹線又は高速バスで通学する者）返済補助の流れ



		4 年後	7 年後	9 年後	14 年後	17 年後
		大学在学中 利子のみ返済期間	卒業後 元金＋利子の返済期間			
卒業後市外に 居住又は就職した場合	利子 元金	利子分のみ補助	利子分のみ補助 市外の期間中 は補助なし	市外の場合補助なし		
卒業後市内に 居住・就職した場合	利子 元金	利子分のみ補助	利子＋元金の全額補助(10年)			
卒業3年後に市内に 居住・就職した場合	利子 元金	利子分のみ補助	利子分のみ補助 市外の期間中 は補助なし	利子＋元金の全額補助	さらに3年 利子＋元金補助	
卒業5年後に市内に 居住・就職した場合	利子 元金	利子分のみ補助	利子分のみ補助 市外の期間中 は補助なし	市外の 期間中は 補助なし	10年間の利子＋元金を全額補助 利子＋元金の全額補助	利子＋元金補助
卒業後に市内に 居住・就職したが、 3年目から2年間 市外に異動する場合	利子 元金	利子分のみ補助	利子＋元金の 全額補助	市外の 期間中は 補助なし	8年間の利子＋元金を全額補助 利子＋元金の全額補助	
		4 年後	7 年後	9 年後	14 年後	17 年後

- ※ 貸付は在学期間中で、最長 6 年可能
- ※ 卒業後 3 年間の据置期間を設ける。(3 年以内に福山市へ戻れば全額補助)
- ※ 返済期間は 10 年固定